

札幌市保育教諭確保のための 保育士資格取得支援事業

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課

目 次

1 制度概要	1
2 申請手続	4
3 交付決定の取消し等	6
4 F A Q	7
5 各種様式	8

1 制度概要

(1) 趣旨

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭のうち、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者について、保育士資格の取得を支援することにより、免許・資格の併有を促進することなどを目的とする。

(2) 補助（交付対象）事業者

次のア・イのいずれの要件にも該当する事業者を対象とする。

- ア 札幌市内に所在地のある、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）。
- イ 幼児教育従事者（下記(3)を参照）を雇用している事業者。

(3) 幼児教育従事者

補助交付対象事業者が現に雇用している、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者で、以下の全ての要件を満たす者をいう。

- ア 特例制度[※]により保育士資格を取得すること。
- イ 養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の 2 の規定により、保育士資格を取得すること。
- ウ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同主旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。
- エ 資格取得後、1 年以上は現に勤務する施設に継続勤務すること（同一事業者の系列園等を含む）。

※特例制度：

幼稚園教諭免許状を有する者であって、保育施設等において「3 年以上かつ 4,320 時間以上」の実務経験を有する者が養成施設の教科目等受講することなどにより、保育士試験受験科目の一部または全部を免除されることにより保育士資格を取得する制度【3 年特例】。

また、令和 5 年度からは、幼保連携型認定こども園における保育教諭としての勤務経験を「2 年以上かつ 2,880 時間以上」有する職員については、最大 8 単位の特例教科目のうち 2 単位を修得したものとみなす特例制度が追加された【幼保 2 年特例】。

当該特例制度は、令和 6 年度末までの時限措置。

【こども家庭庁ホームページ】

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

(4) 補助交付要件

- ア 補助（交付対象）事業者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（様式 1）に次の書類を添えて、札幌市に提出し、札幌市から事業計画の承認を受ける。
実施計画書を提出することができる期間は、幼児教育従事者の養成施設における受講開始日の属する年度の末日までとする。

【添付書類】

- ・幼児教育従事者（受講者）の在職証明書（様式 2）
 - ・幼児教育従事者（受講者）が養成施設に在学していることが確認できる書類（在学証明書等）
 - ・代替保育士の在職証明書（様式 2） ※雇用しない場合は不要
- イ 補助（交付対象）事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式 5）」に次の書類を添えて、札幌市に提出するものとする。
なお、交付申請書は、幼児教育従事者が保育士証の交付を受けた後、速やかに提出すること。

【添付書類】

- ・保育士資格取得支援事業完了報告書（様式 6）
- ・幼児教育従事者（受講者）の在職証明書（様式 2）
- ・幼児教育従事者（受講者）の保育士証の写し
- ・養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- ・代替職員の在職証明書（様式 2） ※雇用しない場合は不要

(5) 補助金の交付額と対象となる経費等[※]

- ア 以下の幼児教育従事者の養成施設受講料等の 1/2 を、上限 100 千円の範囲内で交付する。
- ・入学金（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料で、養成施設の長が証明するもの）
 - ・受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む）で、養成施設の長が証明するもの）
 - ・上記の消費税

- イ 以下の代替職員の雇上費の全額を、一日当たり上限7,440円の範囲内で交付する。
- ・代替職員に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等
- ※ア、イで算定した補助金に端数が生じた場合、1円以下を切捨て、10円単位とする。

2 申請手続

(1) 申請の流れ

- ア 現に勤務する保育教諭のうち、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有していない者について、特例制度（上記 1 の(3)参照）の対象となるかどうかを確認する。
- イ 補助（交付対象）事業者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（様式 1）等を札幌市に提出し、札幌市から事業計画の承認を受ける。
※原則、受講前に提出すること。
- ウ 幼児教育従事者（上記 1 の(3)参照）は受講を開始する。
- エ 幼児教育従事者が受講を終了し、保育士試験の科目免除等により資格取得・保育士登録を行い、保育士証の交付を受ける。
- オ 補助（交付対象）事業者は、保育士資格取得支援事業完了報告書（様式 6）等を添えて、「札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式 5）」を札幌市に提出する。
交付申請書等は、幼児教育従事者が保育士証の交付を受けた後、勤務を開始した日の属する月の末日までに提出すること。

(2) 提出様式や添付書類など

- ア 受講開始前に提出するもの※

様式名	指定様式
保育士資格取得支援事業実施計画書	様式 1
幼児教育従事者（受講者）の在職証明書	様式 2
代替保育士の在職証明書 ※雇用しない場合は不要	様式 2
幼児教育従事者（受講者）が養成施設に在学していることが確認できる書類（在学証明書等） ※受講を開始したあとに、別途、提出すること。	なし

- イ 保育士資格取得後、保育士証の交付を受けた後に提出するもの

様式名	指定様式
札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書	様式 5
保育士資格取得支援事業完了報告書	様式 6
幼児教育従事者（受講者）の在職証明書	様式 2
幼児教育従事者（受講者）の保育士証の写し	なし

養成施設の長が発行する対象経費の領収書	なし
代替職員の在職証明書 ※雇用しない場合は不要	様式 2

(3) 申請期間

通年

※上記(2)のアは、原則、受講前に提出すること。また、上記(2)のイは、幼児教育従事者が保育士証の交付を受けた後、勤務を開始した日の属する月の末日までに提出すること。

(4) 書類の提出先・問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階
札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 保育企画係 山吹

TEL:011-211-2346 FAX : 011-231-6221

E-mail: hoiku-suishin@city.sapporo.jp

※各様式は、担当まで問い合わせいただくか、札幌市公式ホームページからダウンロードして使用してください。

【札幌市公式ホームページ URL】

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hoikusikakuho/hoikushi.html>

3 交付決定の取り消し等

(1) 取消し

事業者が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消す。

- ア 補助条件に違反したとき
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- エ その他市長が補助することを不相当と認めたとき

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、札幌市が期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金等の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺する。

4 FAQ

Q 1 補助の対象施設は、幼保連携型認定こども園と移行予定園のみか？他の認定こども園等は対象にならないのか。

幼保連携型認定こども園と移行予定園のみです。

Q 2 補助の申請は、保育士資格を有していない保育教諭が個人で行っても良いか。

施設・園の事業者に対して札幌市が補助する事業であるため、申請等は事業者が行ってください。

Q 3 特例制度の対象者ではない場合は、補助対象外なのか？

特例制度の対象者（P1 参照）のみ対象です。

Q 4 養成施設の入学手続きや受講料等の支払いは誰が行うのか？

養成施設の入学手続き等は受講者本人が行ってください。受講料等の支払いは事業者が負担することを想定していますが、本人との協議のもと、本人が負担することとしても構いません（領収書の宛名が本人でも可）。

Q 5 受講料等のうち、対象とならない経費はあるのか？

対象とならない経費は以下のとおりです。

- ア 保育士資格以外の検定試験等の受講料
- イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 補講費
- エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

Q 6 代替保育士は必ず配置する必要があるのか。また、派遣による経費は対象となるのか。

代替保育士は、対象となる保育教諭が養成施設への通学やスクーリングのため勤務できないときに、代わりに配置することを想定しているものです。必ず配置する必要はありません。また、派遣に係る経費も対象となります。

Q 7 保育士資格を有していて、幼稚園教諭免許状を有していない保育教諭への補助はないのか。

この事業は、幼稚園教諭免許状を有していて、保育士資格を有していない保育教諭に対する補助事業です。設問の補助は札幌市では行っていません。

5 各種様式

様式1

保育士資格取得支援事業実施計画書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者 役職・氏名

対象となる事業	札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
申請種別	新規・変更・取下		
施設名			
施設所在地	(〒 -)		
電話番号	() -		
フリガナ		生年月日	年 月 日
受講者の氏名		年齢	(歳)
養成施設名			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 受講開始日(入学決定日): 年 月 日		
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面接授業	日、合計 日
受講に要する費用	入学金	円、授業料	円、合計 円
保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、教育訓練給付等類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
フリガナ		生年月日	年 月 日
代替保育士等の氏名※		年齢	(歳)
代替保育士等の 雇用見込期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
(備考)			

※ 代替保育士等が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに届出してください。

様式2

在 職 証 明 書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者 役職・氏名

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日 生
採用年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> (1)正規雇用 <input type="checkbox"/> (2)臨時雇用 <input type="checkbox"/> (3)パート雇用 <input type="checkbox"/> (4)その他() ※ (2)～(4)の場合 雇用期間[<input type="checkbox"/> 期間の定めなし <input type="checkbox"/> 年 月まで(更新→あり・なし)]
勤務場所	
業務の内容	
勤務日数 (下記注1参照)	1週 日勤務 (休業日: 曜日)、1ヵ月 日勤務
勤務時間 (下記注2参照)	<input type="checkbox"/> 時間固定勤務の場合⇒ 時 分から 時 分まで (休憩時間含む労働契約上の時間) (時間数) 1週当たり 時間 分 1ヵ月当たり 時間 分 <input type="checkbox"/> 時間変動勤務の場合⇒以下に勤務パターンを記入 ① 時 分から 時 分まで ② 時 分から 時 分まで ③ 時 分から 時 分まで ④ 時 分から 時 分まで その他: (時間数) 1週当たり 時間 分 1ヵ月当たり 時間 分

(注1) 1週あたり労働日数及び1ヵ月あたり労働日数は労働契約書上の日数を記入してください。
1ヵ月あたり労働日数が定められていない場合、4週あたり労働日数を記入してください。

(注2) 勤務時間、1週の勤務時間数及び1ヵ月の勤務時間数を記入してください。
シフト制などで、「△時△分から△時△分まで」という定型的な勤務時間が5つ以上ある場合は、余白や別の紙を使用し記入してください。

様式5

年 月 日

(あて先)札幌市長

施設所在地
施設名称
代表者 役職・氏名

札幌市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて交付を申請します。

当該補助金の交付については、事前に札幌市に届け出ている債権者情報(口座情報等)への支払いを希望します。

記

1 補助対象施設名 _____

2 補助対象事業費 _____円

3 補助金交付申請額 _____円

4 添付書類

- (1) 保育士資格取得支援事業完了報告書(様式6)
- (2) 受講者の在職証明書(様式2)
- (3) 受講者の保育士証の写し
- (4) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- (5) 代替保育士の在職証明書(様式2)
- (6) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設においては、移行を予定していることが確認できる書類(理事会議事録等)
- (7) その他の書類

様式6

保育士資格取得支援事業完了報告書

(あて先) 札幌市長

年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者 役職・氏名

対象となる事業	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
施設名			
施設所在地	(〒 -)		
電話番号	() -		
フリガナ		生年月日	年 月 日
受講者の氏名		年齢	(歳)
養成施設名			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 受講開始日(入学決定日): 年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
保育実習や面接授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
受講に要する費用	入学料 円、授業料 円、合計 円		
保育士修学資金貸付事業等、類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業、教育訓練給付等類似事業の貸付等を受けている ・ 受けていない		
フリガナ		生年月日	年 月 日
代替保育士等の氏名※		年齢	(歳)
代替保育士等の雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
代替保育士等に要した雇上費(総額)	円 ※雇上費は、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。		
(備考)			